

＜令和 7 年度＞省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

よくある質問Q & A

Ver.1.0

公益財団法人 東京都環境公社
技術支援部 技術課 環境改善係

更新日 令和 7 年 6 月 13 日

目次

1. 助成事業について	5
Q101 本助成金を利用するにはどのような要件がありますか。	5
Q102 自然冷媒とはどのようなものがありますか。またどのように確認すればよい ですか。	5
Q103 交付決定前に施工業者等へ発注している場合は、助成対象となりますか。	5
Q104 助成金交付決定までの期間はどのくらいですか。	5
Q105 申請台数の上限はありますか。	6
Q106 1事業者あたりの助成金額に上限、下限はありますか。	6
Q107 窓口や、郵送での申請は可能ですか。	6
Q108 過去に交付決定を受けた事業者が、新たに交付申請することはできますか。 .6	
Q109 リースを利用したいと考えていますが、助成対象となりますか。	6
Q110 冷凍冷蔵ショーケース等をレンタルする場合は助成対象となりますか。	6
Q111 複数の事業所に機器の導入する場合はどのように申請すればよいですか。	6
Q112 全ての書類が揃っていないなくても交付申請は可能ですか。	6
Q113 キッチンカー等に設置した場合、助成対象となりますか。	6
2. 助成事業者について	7
Q201 個人が家で使うノンフロン冷蔵庫は助成対象になりますか。	7
Q202 本社が東京都以外で、都内の事業所に導入する機器は助成金となりますか。 .7	
Q203 当社は大企業が 100%出資している会社ですが、中小企業基本法上は中小企業 です。本助成金の助成率は 2/3 となりますか。	7
3. 助成対象機器について	7
Q301 冷凍・冷蔵庫は助成対象となりますか。	7
Q302 冷凍冷蔵ショーケースとは何ですか。	7
Q303 冷凍冷蔵ユニットとは何ですか。	7
Q304 混合冷媒の機器の場合も助成対象となりますか。	7
Q305 メーカーや販売会社のホームページ等で「助成金対象」と記載されている機器 は助成対象機器になりますか。	8
Q306 別置型ショーケースでショーケース（室内機）と冷凍機（室外機）のいずれか 一方のみを更新する場合、交付申請はできますか。	8
4. 助成対象経費について	8
Q401 どういった経費が助成対象となりますか。	8

Q402 機器を更新する場合、既存機器の撤去費は対象経費となりますか。9

Q403 処分等に伴い壁の解体・復元が必要な場合、原状復帰のための工事費は対象経費となりますか。9

5. 交付申請、交付申請に必要な書類について9

Q501 交付申請をしたいのですが、どうすれば良いですか。9

Q502 エクセルアプリを使用できない場合、申請様式を郵送してもらうことは可能ですか。9

Q503 「提出書類リスト」も申請書類として提出する必要がありますか。9

Q504 交付申請時点ではまだ交付決定していない国等の補助金がある場合はどうしたら良いですか。9

Q505 設置場所が賃貸の場合でも「設置場所（建物）の全部事項証明書」の提出は必要ですか。10

Q506 「貸借対照表」は申請時点での「貸借対照表」を提出しなければなりませんか。
10

Q507 個人事業主ですが、直近年では非課税で個人事業納税証明書が提出できません。代替する書類はありますか。10

Q508 個人事業主として開業1年未満のため、直近の納税証明書等がない場合はどうしたらよいですか。10

Q509 「第三者利用許可書又は賃貸借契約書等（写し）」について、どのような内容の書類を提出すればよいですか。10

Q510 楽天市場やアマゾン等でのネット購入の場合、見積書が発行されません。提出しなくても良いですか。11

Q511 省エネラベリング・省エネ基準達成率とはなんですか。11

Q512 助成対象機器の定価が分かる資料はどのような資料を提出すればよいですか。
11

Q513 オープン価格又は受注生産でカタログ上記載がない製品の場合に代替する書類はありますか。11

Q514 導入する機器が内蔵型ショーケースの場合、「冷媒系統図」の提出は必要ですか。11

Q515 自社が「従業員数の分かる資料」を提出する必要がある中小企業かわかりません。なにを確認・提出すればよいですか。12

6. 実績報告、実績報告に必要な書類について13

Q601 助成事業が完了した後、実績報告書および助成金請求の提出期限はありますか。

13

Q602 実績報告時に既存機器の設置状況が分かる図面、写真の提出は必要ですか ..13

Q603 実績報告時に設置完了後の図面、写真の提出は必要ですか。14

Q604 ステッカー貼付が確認できる写真はどのようなものを用意すれば良いですか。

14

Q605 回収依頼書又は委託確認書、引取証明書とはどのようなものですか。14

1. 助成事業について

Q101 **本助成金を利用するにはどのような要件がありますか。**

A101 本助成金の助成対象となるのは、以下の全てを満たしていることが基本条件となります。(詳細な条件は手引等ご参照ください)。

- ①事業者（法人、団体、個人事業主等）が実施する事業であること
- ②東京都内に常置されること
- ③機器が（１）冷凍冷蔵ショーケース（内蔵型・別置型）、（２）冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット（３）冷凍冷蔵ユニット（プレハブ倉庫に設置される機器等）のいずれかであること
- ④冷媒に自然冷媒を使用した機器であること
- ⑤既存機器を廃棄する場合には、既存機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に回収させること
- ⑥助成金を利用して導入した機器に都が指定するステッカーを貼付すること
- ⑦導入後、アンケートや現地調査に協力出来ること
- ⑧助成対象機器を導入する建物等の所有者が第三者の場合は、助成対象機器を設置することについての承諾を設置する建物等の全ての権利者に事前承諾を得ること

Q102 **自然冷媒とはどのようなものがありますか。またどのように確認すればよいですか。**

A102 実施要綱 第3 1に記載の「アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするもの」を指します。

- ・アンモニア (R717)
- ・二酸化炭素 (R744)
- ・水 (R718)
- ・空気 (R729)
- ・炭化水素：プロパン (R290)、イソブタン (R600a)、プロピレン (R1270)

代替フロン (HFC) や HFO 等を冷媒とする機器は助成対象になりせんのでご注意ください。

また冷媒が何を使っているか、冷媒番号等がご不明な場合は、購入を予定する機器の販売先等にご確認ください。

Q103 **交付決定前に施工業者等へ発注している場合は、助成対象となりますか。**

A103 交付決定前に発注（契約）済み、或いは、購入している機器は助成対象となりません。発注前に交付申請をして頂き、交付決定を受けてから発注（契約）を行ってください。なお、交付申請をしてから交付決定までには、公社が審査する期間があります（詳細は Q104 をご参照ください）ので、計画的なご申請をお願い致します。

Q104 **助成金交付決定までの期間はどのくらいですか。**

A104 申請から交付決定までには概ね 2 か月が目安となります。ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

Q105 **申請台数の上限はありますか。**

A105 1台あたりの助成金額の上限（1台あたりの助成上限は、大企業：1,600万円／中小企業者等：2,200万円）はございますが、1申請あたりの台数に制限はございません。

Q106 **1事業者あたりの助成金額に上限、下限はありますか。**

A106 事業者単位での上限、下限はありません。

Q107 **窓口や、郵送での申請は可能ですか。**

A107 原則、電子メールにてご申請いただきます。また、窓口での申請は受け付けておらず、郵送での申請を希望される場合は事前にご相談ください。

Q108 **過去に交付決定を受けた事業者が、新たに交付申請することはできますか。**

A108 可能です。1事業者あたりの申請回数に制限はございません。

Q109 **リースを利用したいと考えていますが、助成対象となりますか。**

A109 「法人税法上のリース取引」であれば、助成対象となります。（リースを利用する場合のその他条件は手引第2章 2（2）「リース等契約を利用する場合」をご参照ください）。
リースを行う事業者（貸主）を申請者、リース物件を使用する事業者（借主）を共同申請者として交付申請してください。
但し、交付決定後、リース事業者の変更はできませんのでご注意ください。

Q110 **冷凍冷蔵ショーケース等をレンタルする場合は助成対象となりますか。**

A110 レンタル契約等は対象となりません。

Q111 **複数の事業所に機器の導入する場合はどのように申請すればよいですか。**

A111 事業所ごとに申請をしてください。

Q112 **全ての書類が揃っていないなくても交付申請は可能ですか。**

A112 原則として、交付申請をする際にも、実績報告をする際にも「提出書類リスト」で該当する必要書類が全て揃った状態で申請、報告を行ってください。
申請に必要な書類が不足している場合は受付できない場合がございます。なお、必要書類の取得に長期間を要するなどの場合は事前に公社へご相談ください。

Q113 **キッチンカー等に設置した場合、助成対象となりますか。**

A113 助成対象とはなりません。移動が可能と推測される車両や、建物の登記事項証明書等の所定の書類を提出できない物件等の場合は助成対象外です。

2. 助成事業者について

Q201 **個人が家で使うノンフロンの冷蔵庫は助成対象になりますか。**

A201 以下の2点から本事業では助成対象になりません。

- ①本事業の事業者は、法人や団体等、個人事業主が対象となります。(QA101 参照)
- ②本事業の助成対象機器は、冷蔵庫は対象になりません (Q301 参照)。

Q202 **本社が東京都以外で、都内の事業所に導入する機器は助成金となりますか。**

A202 本社所在地にかかわらず、助成対象機器の設置場所が東京都内、かつ常置するのであれば助成対象となります。

Q203 **当社は大企業が 100%出資している会社ですが、中小企業基本法上は中小企業です。本助成金の助成率は 2/3 となりますか。**

A203 本事業では、いわゆる「みなし大企業」は、大企業としての取扱いとなるため、助成率は最大 1/2 となります。「みなし大企業」の取扱いの詳細は手引の第 2 章 1 (1) をご参照ください。

3. 助成対象機器について

Q301 **冷凍・冷蔵庫は助成対象となりますか。**

A301 カタログ等で冷凍冷蔵ショーケースとして販売されていない機器については、本事業の対象外です。

＜対象外機器の一例＞

- ・業務用冷凍・冷蔵庫
- ・ワインセラー
- ・テーブル形冷凍冷蔵庫(コールドテーブル)
- ・フリーザー
- ・ストッカー

Q302 **冷凍冷蔵ショーケースとは何ですか。**

A302 ガラス張り等で外から中の状態を確認することができる冷凍冷蔵機能付の陳列ケースを指します。

Q303 **冷凍冷蔵ユニットとは何ですか。**

A303 ブレハブ式の冷凍冷蔵庫などに設置して、庫内を冷却するものを指します。本事業では、ブレハブ本体(保管庫の建物、断熱材等)は助成対象外で、冷蔵ユニット等のみ助成対象となります。

Q304 **混合冷媒の機器の場合も助成対象となりますか。**

A304 混合されている冷媒が、全て自然冷媒である場合のみ助成対象となります。

混合されているガスの具体的な名称を申請様式に記載していただいた上で、そのエビデンスをご提出頂く必要がありますのでご注意ください。

Q305 **メーカーや販売会社のホームページ等で「助成金対象」と記載されている機器は助成対象機器になりますか。**

A305 本事業では、メーカーや販売会社のホームページ等で都助成金対象と表示されていたとしても、手引に記載のある要件を満たさない機器については、助成対象外となります。対象となる機器の要件は Q102、本 QA「3. 助成対象機器について」、「申請の手引 第2章3」等をご参照ください。
助成対象となるか申請前に確認したい場合には、公社へお問い合わせください。

Q306 **別置型ショーケースでショーケース（室内機）と冷凍機（室外機）のいずれか一方のみを更新する場合、交付申請はできますか。**

A306 室外機と室内機的一方、または別々に交付申請はできません。
冷凍機（コンデンシングユニット、室外機等）とショーケース（室内機）のセットで交付申請していただく必要がございます。
（冷凍冷蔵用・空調用チリングユニット、冷凍冷蔵ユニットの場合も同様です）。

4. 助成対象経費について

Q401 **どういった経費が助成対象となりますか。**

A401 導入する機器の種別によって助成対象となる経費が変わります。（以下の表1参照）。助成対象となる経費の具体例は、「手引 第2章4（1）助成対象経費」に記載がありますので併せてご参照ください。
但し、表1、手引に助成対象と記載があったとしても、過剰とみなされるものや明らかに金額が高いものなど公社が助成対象外と判断する経費は助成対象外となりますので予めご了承ください。

（表1）助成対象経費整理表

（○が助成対象経費となる経費、×が助成対象外となる経費、△が場合によっては助成対象となる経費）

事業者種別	機器種別	設備費	据付 設置費	工事費	業務費	撤去費 (※1)
大企業	内蔵型ショーケース	○	○	×	×	×
	内蔵型ショーケース 以外(※2)	○	○	○	×	×
大企業以外	内蔵型ショーケース	○	○	×	×	△
	内蔵型ショーケース 以外(※2)	○	○	○	○	△

（※1） 助成対象機器の導入に当たって、既存機器の配管等を撤去する費用

（※2） 内蔵ショーケース以外は、別置型ショーケース、冷凍冷蔵用・空調用チリング

ユニット、冷凍冷蔵ユニットを指す。

Q402 **機器を更新する場合、既存機器の撤去費は対象経費となりますか。**

A402 助成対象事業者が大企業以外（中小企業、個人事業主等）で、既存機器が別置型ショーケース等（配管を有した機器）の場合に限って、配管等の撤去費用のみが助成対象となります。手引の「第2章4（1）ア及びイ」に撤去費の具体例が記載されていますのでご参照ください。

Q403 **処分等に伴い壁の解体・復元が必要な場合、原状復帰のための工事費は対象経費となりますか。**

A403 対象外経費になります。対象外経費は「申請の手引第2章4（2）」に記載されていますので併せてご参照ください。

5. 交付申請、交付申請に必要な書類について

Q501 **交付申請をしたいのですが、どうすれば良いですか。**

A501 はじめに、令和7年度の当事業ホームページ（※1）に公開している最新版の「実施要綱」、「交付要綱」、「手引」等をご確認いただき、申請要件を満たしているかご確認ください。
申請要件を満たしていることをご確認後、令和7年度の当事業ホームページに記載の「申請の手順」に沿って必要書類をご準備の上、ご申請ください。

（※1）＜令和7年度＞省エネ型ノンフロン機器普及促進事業ホームページ
<https://www.tokyokankyo.jp/apply/nonfuron/nonfuron-r7/>

Q502 **エクセルアプリを使用できない場合、申請様式を郵送してもらうことは可能ですか。**

A502 申請様式の郵送対応はしておりません。また、申請様式を Excel 形式以外のファイル形式（PDF 等）で配布しておりません。
エクセルアプリが使用できない環境の場合は、手続代行者の利用もご検討ください。

Q503 **「提出書類リスト」も申請書類として提出する必要がありますか。**

A503 「提出書類リスト」は提出不要です。
書類準備時、交付申請前や実績報告前のお手元の確認資料としてご使用ください。

Q504 **交付申請時点ではまだ交付決定していない国等の補助金がある場合はどうしたら良いですか。**

A504 申請時点で他助成金等の交付金額が決定していない場合は、申請様式等へのご記入は不要です。ただし、他助成金等に申請中である旨と、交付予定金額を備考欄等に記載してください。

Q505 **設置場所が賃貸の場合でも「設置場所（建物）の全部事項証明書」の提出は必要ですか。**

A505 所有物件、賃貸物件に関わらず「設置場所（建物）の全部事項証明書」を提出してください。区分建物の一室の場合には、該当の一室の全部事項証明書を提出してください。（※）

（※）

一般社団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」にて取得した電子データの提出でも可とします。

Q506 **「貸借対照表」は申請時点での「貸借対照表」を提出しなければなりませんか。**

A506 申請する日付の直近の決算期の決算公告資料を提出してください。
なお、申請時点で設立から間もなく決算期を迎えていない事業者は別途公社へご連絡ください。

Q507 **個人事業主ですが、直近年では非課税で個人事業納税証明書が提出できません。代替する書類はありますか。**

A507 個人事業主で直近年が非課税の場合に限り、「確定申告書」及び「個人事業の開業・廃業等届出書」（以下、「開業届」という。）の2つ書類（どちらも税務署の受領印が押印されているもの）の提出をもって代えることができます。

＜確定申告書、開業届に受領印がないときの提出書類＞

- ① e-Tax で確定申告書や開業届を提出した場合には、税務署から送信されたデータの受信通知（メール）を提出してください。
- ② 税務署の窓口で確定申告書や開業届を提出した場合には、保有個人情報の開示請求や申告書等の閲覧サービスを利用して撮影した写真等を提出してください。

Q508 **個人事業主として開業1年未満のため、直近の納税証明書等がない場合はどうしたらよいですか。**

A508 個人事業主で事業開始年度の場合は、税務署の受領印が押印された「個人事業の開業・廃業等届出書」（開業届）を提出してください。

Q509 **「第三者利用許可書又は賃貸借契約書等（写し）」について、どのような内容の書類を提出すればよいですか。**

A509 申請者と助成対象機器を設置する施設の所有者が異なる場合に、その建物の使用許可を示す根拠資料として、「施設利用許可書」、又は「賃貸借契約書」の写しをご提出ください。（※）

（※）交付要綱第8条に記載のとおり、助成対象機器を設置することについて、必ず当該建物の権利者（貸主、所有者等）に事前承諾を得た上で申請してください。

Q510 **楽天市場やアマゾン等でのネット購入の場合、見積書が発行されません。提出しなくても良いですか。**

A510 見積書の提出は必須です。購入サイトに見積書の発行機能がない場合でも、出品者が個別に対応している場合がございますので、まずは出品者にご相談ください。やむを得ず見積書の取得ができなかった場合は事前に公社へご相談ください。

Q511 **省エネラベリング・省エネ基準達成率とはなんですか。**

A511 省エネラベリングとは、国が定めるトップランナー制度における省エネ基準の達成状況を示すマーク（日本産業規格（JIS）により 2000 年に規格化）です。
省エネ基準達成率とは、省エネ基準をどの程度達成しているかを％で表示したものです。本事業では、省エネラベリングによって、助成対象機器が、省エネルギー効果が高いことを示す場合には、達成率が 100％以上（緑色のマーク）の製品であることが必要となります。

Q512 **助成対象機器の定価が分かる資料はどのような資料を提出すればよいですか。**

A512 助成対象機器のメーカーのホームページやメーカーが発行しているカタログ等で助成対象機器の定価が記載されている箇所（カタログの場合はいつのカタログか分かるようにカタログの表紙も併せて）を提出してください。
定価がない製品の場合は、ホームページやメーカー発行のカタログでオープン価格や受注生産であることが分かる箇所（カタログの場合はいつのカタログか分かるようにカタログの表紙も併せて）を提出してください。

なお、どちらも型式、及び定価、オープン価格又は受注生産であることが分かる箇所をマークしてください。

Q513 **オープン価格又は受注生産でカタログ上記載がない製品の場合に代替する書類はありますか。**

A513 別途、助成対象機器を製造するメーカーから定価がないことを証する書面（メーカーの署名、社判が必要）を提出してください。
ご不明点等ありましたら事前に公社までお問い合わせください。

Q514 **導入する機器が内蔵型ショーケースの場合、「冷媒系統図」の提出は必要ですか。**

A514 新規で内蔵型ショーケースを導入する場合、内蔵型ショーケースから内蔵型ショーケースへの更新の場合は、提出不要です。
内蔵型ショーケース以外の機器（別置型ショーケース、冷凍冷蔵用・空調用チリングユニット、冷凍冷蔵ユニット）が助成対象機器に含まれる場合、既存機器が内蔵ショーケース以外の場合には、冷媒系統の構成が判別できる資料（室内機・室外機等の構成、数量が分かる資料）＝冷媒系統図、機器構成図等をご提出ください。詳細は「申請の手引 第 6 章 1（4）」をご参照ください。

Q515 **自社が「従業員数の分かる資料」を提出する必要がある中小企業かわかりません。
なにを確認・提出すればよいですか。**

A515 「申請の手引 第2章1(1)」に記載の「【参考】中小企業基本法による中小企業者の定義」をご参照ください。

自社の資本金が、自社の属する業種の基準となる資本金額以下であれば中小企業に該当し、「従業員数の分かる資料」は不要です。基準となる資本金額を上回る場合は「有価証券報告書」「労働保険概算・確定保険料申告書(※1)」「賃金台帳(※2)」等を提出のうえ、中小企業者に該当する根拠を示していただきます。

(※1) 監督官庁の受領印があり、常時使用労働者数の記入があるもの

(※2) 当該事業者が特定でき従業員数がわかるもの

6. 実績報告、実績報告に必要な書類について

Q601 助成事業が完了した後、実績報告書および助成金請求の提出期限はありますか。

A601 助成事業が完了した日（工事完了、助成対象経費の支払完了のどちらか遅い日）から起算して 60 日以内の提出が必須となります（天災等の事業者に起因しない原因がある場合を除く）。

また、実績報告及び助成金請求の最終期限は、交付決定された助成金事業の完了予定日から 1 年以内、又は令和 9 年 9 月 30 日まで（17 時必着）のどちらか早い日となります。なお、事業完了日から起算して 60 日以内に実績報告書等の提出がなかった場合、助成金交付決定を取消す場合がございますので予めご了承ください。

Q602 実績報告時に既存機器の設置状況が分かる図面、写真の提出は必要ですか

A602 新設か更新か、助成対象事業者の種別、更新前の機器と更新後の機器の種別によって異なります。下記の表（手引にも掲載）にて提出が必要かどうかをご確認ください。

写真提出が必要な場合は、（※）「申請の手引 第 6 章 2（3）」の記載事項をよく確認し、工事前にあらかじめ撮影を行うよう留意してください。写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は助成対象となりません。

（表 2）設置状況が分かる図面、写真の提出要否まとめ表（○が提出要、×が提出不要）

区分	既存機器	更新後機器	既存機器の図面（※1）	既存機器の写真	更新後の設置図面（※1）	更新後の設置状況の写真（ステッカー・銘板含）
新設	—	内蔵型ショーケース			○	○
	—	内蔵型ショーケース以外			○	○
更新	内蔵型ショーケース	内蔵型ショーケース	×	×	○	○
	内蔵型ショーケース	内蔵型ショーケース以外	×	×	○	○
	内蔵型ショーケース以外（※2）	内蔵型ショーケース	○	○	○	○
	内蔵型ショーケース以外（※2）	内蔵型ショーケース以外	○	○	○	○

（※1）撮影箇所・撮影方向を記載した配置図等

（※2）内蔵ショーケース以外は、別置型ショーケース、冷凍冷蔵用・空調用チリングユニット、冷凍冷蔵ユニットを指す。

Q603 **実績報告時に設置完了後の図面、写真の提出は必要ですか。**

A603 必要となります。写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は助成対象となりません（A602 の表 2 も併せてご参照ください）。
手引 第 6 章 2（4）の記載事項をよく確認し、写真を撮影してください。

Q604 **ステッカー貼付が確認できる写真はどのようなものを用意すれば良いですか。**

A604 助成対象機器にステッカーが貼付されていることが分かる「引き」の写真を提出してください。またその写真で指定のステッカーが鮮明に写らない場合等には、助成対象機器が概ね全体が写る写真と、ステッカーに「寄った」写真の 2 種類を提出してください。
ステッカーのみしか映っていない（助成対象機器にステッカーが貼ってあることが分からない）写真や不鮮明な写真等は撮り直しを依頼する場合があります。

Q605 **回収依頼書又は委託確認書、引取証明書とはどのようなものですか。**

A605 所有者から第一種フロン類充填回収業者へ回収を依頼する書類【書類例：回収依頼書兼委託確認書（A 票）】と、回収業者から所有者へ提出されるフロン類を引き取ったことを証明する書類【書類例：委託確認書兼引取証明書兼確認証明書（E 票）】を指します。（※）

フロン排出抑制法上の行程管理票の事例については、下記の一般社団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページにも一例が掲載されておりますので、ご参考までにご覧ください。

【一般社団法人日本冷媒・環境保全機構のホームページ】

<https://www.jreco.or.jp/koutei.html>

（※）一般社団法人日本冷媒・環境保全機構のもの以外の書式を使用する場合には、①第一種フロン類充填回収業者へ回収を依頼する書類＝A 票、②回収業者から所有者へ提出されるフロン類を引き取ったことを証明する書類＝E 票とならない場合もありますのでご留意ください。